

会津美里町広告入りクリアファイルの寄附に関する基準
(趣旨)

第1条 この基準は、会津美里町公共物等有料広告掲載要綱（平成20年会津美里町告示第47号。以下「要綱」という。）に基づき、広告入りクリアファイルの寄附に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条及び第6条に規定する募集に必要な事項は、別表のとおりとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者（手続開始の決定を受けた事業者を除く。）
- (10) 暴力団又は暴力団構成員、その他これらに準ずる者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (14) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条第2項に規定する広告の申込みにおいて、掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、業務内容を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）を提出するものとする。この場合において、町が指定する様式でクリアファイルのレイアウトを電子データ又はイラストで提出するものとし、広告掲載の申込期限は、別表のとおりとする。

(クリアファイルの納品)

第5条 クリアファイルは、町から都度、発注をかけることとし、申込者は発注があった日から45日以内に納品することとする。ただし、納品されたクリアファイルが掲載期間を超えて在庫がある場合は、在庫がなくなるまで使用するものとし、発注については、町の指示に従うものとする。

(広告掲載料等)

第6条 広告掲載料は現物納付とする。

(庶務)

第7条 会津美里町広告入りクリアファイルの寄附に関する事務は、政策財政課において処理する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年6月9日から施行する。

別表

項目	内容
広告規格	指定なし ※別途、本町の連絡先と広告主から寄附された物である旨の記載をしていただきます。
掲載位置	指定なし
掲載枠数	1 枠
掲載期間	当該年度中
申込期限	毎月月末 (月末が土日祝日等の閉庁日の場合はその前日の平日)
クリアファイル の種別	(1) サイズ A4 サイズ (W220mm×H310mm) 厚さ 0.2mm以上 (2) 材質 PP (ポリプロピレン)